

# 鋼船規則

## A編 総則

規則

### 2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 規則 第18号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月26日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## A 編 総則

### 改正その1

## 1 章 通則

### 1.2 船級符号への付記

#### 1.2.1 一般\*

-2.を次のように改める。

-2. **1.1.2**の規定により **CSR-B 編**又は **CSR-B&T 編**の適用を受けるばら積貨物船において、船体構造・艤装に関する付記については、~~1.2.4-6.及び22.~~の規定に代えてそれぞれ **CSR-B 編**又は **CSR-B&T 編**の規定を適用する。この場合、関連する付記の冒頭に“**CSR**”を付記する。(例：*CSR, BC-A*)

-3. **1.1.2**の規定により **CSR-T 編**又は **CSR-B&T 編**の適用を受ける二重船殻油タンカーにおいて、船体構造・艤装に関する付記については、**1.2.4**の規定に加え、それぞれ **CSR-T 編**又は **CSR-B&T 編**の規定に基づき関連付記の冒頭に“**CSR**”を付記する。(例：*CSR, TOB*)

#### 1.2.4 船体構造・艤装等\*

-1.を次のように改める。

-1. **C 編 2-7 編**、**CSR-B&T 編**又は **CS 編 24 章**を適用して船体構造の一部をタンクとして液体貨物をばら積運送する船舶については、船級符号に“**Tanker**”を付記する。また、積載貨物に応じて **D 編**、**H 編**及び **R 編**の関連規定を適用して引火性液体貨物をばら積運送する船舶であって、**-2.**又は**-3.**に該当する船舶以外のものについては、当該貨物の引火点に応じて次の要領で付記を追加する。

- (1) 油以外の貨物であって、引火点が 60℃以下のものの場合：  
*Tanker, flammable liquid-flash point on and below 60 °C* (略号 *TFLB*)
- (2) 油以外の貨物であって、引火点が 60℃を超えるものの場合：  
*Tanker, flammable liquid-flash point above 60 °C* (略号 *TFLA*)
- (3) 引火点が 60℃以下の油の場合：  
*Tanker, Oils-flash point on and below 60 °C* (略号 *TOB*)
- (4) 引火点が 60℃を超える油の場合：  
*Tanker, Oils-flash point above 60 °C* (略号 *TOA*)

-4.を次のように改める。

-4. 前-3.に加え，**N 編**の適用を受けた液化ガスをばら積で運送する船舶のタンクタイプに応じて，次の**(1)**から**(6)**の要領で付記を追加する。

(1) 独立方形タンクタイプ A 方式：

*Independent Prismatic Tanks of Type A* (略号 *IPT Type A*) (例：*LGC 2G<sub>2</sub>* ~~(*IPT Type A*)~~)

(2) 独立方形タンクタイプ B 方式：

*Independent Prismatic Tanks of Type B* (略号 *IPT Type B*) (例：*LGC 2G<sub>2</sub>* ~~(*IPT Type B*)~~)

(3) 独立球形タンクタイプ B 方式：

*Independent Spherical Tanks of Type B* (略号 *IST Type B*) (例：*LGC 2G<sub>2</sub>* ~~(*IST Type B*)~~)

(4) 独立型タンクタイプ C 方式：

*Independent Tanks of Type C* (略号 *IT Type C*) (例：*LGC 2PG<sub>2</sub>* ~~(*IT Type C*)~~)

(5) メンブレン方式：

*Membrane Tanks* (略号 *MT*) (例：*LGC 2G<sub>2</sub>* ~~(*MT*)~~)

(6) その他の方式：

*Other Tanks* (略号 *OT*) (例：*LGC 2G<sub>2</sub>* ~~(*OT*)~~)

#### 附 則 (改正その 1)

1. この規則は，2023 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
  - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
  - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって，2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

## 1章 通則

### 1.2 船級符号への付記

1.2.7 を次のように改める。

#### 1.2.7 検査方法

-1. B編の関連規定に従い、船級維持検査において特別な検査を実施するB編1.3.1(11)の油タンカー、1.2.4-2.の危険化学品ばら積船のうち一体型タンクを有するもの、B編1.3.1(13)のばら積貨物船及び同1.3.1(19)のセルフアンローダ船については、船級符号に“Enhanced Survey Programme”（略号ESP）を付記する。

-2. B編6.1.2の規定に従い、水中検査の実施について承認を受けた船舶については、船級符号に“In Water Survey”（略号IWS）を付記する。

-3. B編8.1.3(1)2-1.の規定に従い、プロペラ軸の予防保全管理方式に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“Propeller Shaft Condition Monitoring System”（略号PSCM）を付記する。

-4. B編8.1.2-2.の規定に従い、プロペラ軸の予防保全管理方式に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“Propeller Shaft Condition Monitoring System of Shaft Kind 1A”（略号PSCM-1A）を付記する。

-45. B編1.1.13の規定に従い、新造船の建造において、構造的に重要な場所に対して建造中管理計画書に基づく検査を実施する船舶については、船級符号に“Hull Construction Monitoring”（略号HCM）を付記する。なお、SOLAS条約第II-1章第3-10規則の適用を受ける船舶にあっては、付記に“Goal-based Ship Construction Standards”（略号GBS）を追記する。（例：HCM-GBS）

### 附 則（改正その2）

1. この規則は、2023年7月1日から施行する。

# 鋼船規則検査要領

## A 編 総則

要  
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023年6月30日 達 第13号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## A 編 総則

### A1 通則

#### A1.1 一般

##### A1.1.1 適用

表 A1.1.1-1.を次のように改める。

表 A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
(省略)		
船舶機関規則関連		
使用する燃料油の種類ごとに二以上の燃料油常用タンク	規則 D 編 13.9.1-65.	規則 D 編 25.2.1-4.(6)を適用できる。

#### 附 則

1. この達は、2023年6月30日から施行する。